

# 射水まちづくりネットワーク 会則

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この会は射水まちづくりネットワーク(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、その事務所を事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、市民協働の理念に基づき、会員相互に協力し、地域のまちづくりの主体として、創意工夫し、安全で快適な魅力あるまちづくりを推進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1 まちづくりに関する事業
- 2 その他この会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会員

(会員)

第5条 本会の会員は、当会の目的に賛同する個人又は団体を会員とする。

(資格の喪失)

第6条 本会の会員は次に掲げる事由によりその資格を喪失する。

- 1 死亡・失踪宣告
- 2 本会則に著しく違反し本会の名誉に傷をつけた者で、総会において除名を決議された者

## 第3章 組織構成

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 若干名
- 3 事務局長 1名
- 4 会計 若干名
- 5 書記 若干名
- 6 監査 2名

(役員を選出)

第8条 前条に定める役員は次に掲げる方法により選出する。

- 1 会長、副会長、監査、事務局長、会計は、総会において会員の中から選出する。
- 2 書記は、会長が任命する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は、次の通りとする。

- 1 会長は、会を代表し会務を総轄する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、会務全般を執行する。
- 4 会計は、金銭の出納及び管理を担当する。
- 5 書記は、会務全般の記録を担当する。
- 6 監査は、本会の会計を監査するものとし、他の役員を兼ねることができない。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第11条 役員のうち法令の規定及び本会則に違反した場合には、その期間中といえども役員会の議決により、総会の承認を得てこれを解任することができる。

(広報部)

第12条 役員会の議決により、会の広報を執行する広報部を設置する。

- 2 広報部長は、会長が任命する。

(事業部制)

第13条 役員会の議決により、事業本部のもと実施する事業ごとに企画等を審議、執行する部を構成する。

- 2 事業本部長、事業部長は、会長が任命する。

## 第4章 会議等

(総会)

第14条 総会は、原則として年一回定時総会を開催する。但し、役員会が必要と認めた場合、会長は、臨時総会を招集することができる。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員会)

第15条 役員会は、役員、広報部長及び事業本部長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は、本会の会務の方針を決定する。
- 3 役員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議)

第16条 運営会議は、役員、広報部長、事業本部長及び事業部長で構成し、必要に応じて会長が招集する。

- 2 運営会議は、本会の会務の企画・運営内容等を決定する。

- 3 運営会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(特別委員会)

第 17 条 役員会の決議により、特別委員会を設置することができる。

- 2 特別委員会の委員長・委員は、役員会で選出する。
- 3 会計の伴う事業については、役員会の承認を得ることとする。

## 第 5 章 会計・会費

(会計年度)

第 18 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

(経費)

第 19 条 本会の経費は、会費、その他助成金・委託金・寄附金等の収入をもってこれに充てる。

(決算)

第 20 条 本会の決算は、幹事会の議を経て会長がこれを作成し、監査の意見を付して総会に報告し、承認を得なければならない。

(会費)

第 21 条 本会の会費は、年間 1 口 2,000 円とする。

## 第 6 章 その他

(改廃)

第 22 条 この会則の改廃は、総会の議を経るものとする。

### 附則

この会則は、平成 30 年 5 月 26 日から施行する。

本会の設立初年度の会計年度は、本会成立の日から平成 31 年 3 月 31 日までとする。

### 附則

この会則の変更は、総会の議決の日（令和 2 年 5 月 24 日）から施行する。

### 附則

この会則の変更は、総会の議決の日（令和 3 年 5 月 30 日）から施行する。